

内閣参質二一四第一三号

令和六年十月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石川大我君提出我が国の同性婚制度の導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石川大我君提出我が国の同性婚制度の導入に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

当事者双方の性別が同一である婚姻（以下「同性婚」という。）を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民的なコンセンサスと理解を得た上でなければ進めることができないものと考えている。

四について

政府としては、憲法第二十四条第一項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定しており、同性婚の成立を認めることは想定されていないものと考えている。

五について

政府としては、憲法第二十四条第一項の解釈について、現時点において、同性婚の成立を認めることは想定されていないということを超えて、お尋ねにあるようないかなる立場に立つものではない。

六について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難である。

七について

御指摘の「歴代内閣が我が国の同性婚制度の導入に後ろ向きであった」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。